

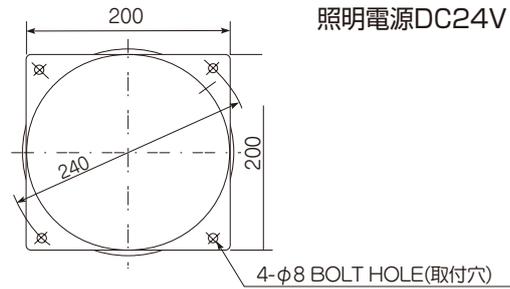


3

航海用具、航海器具



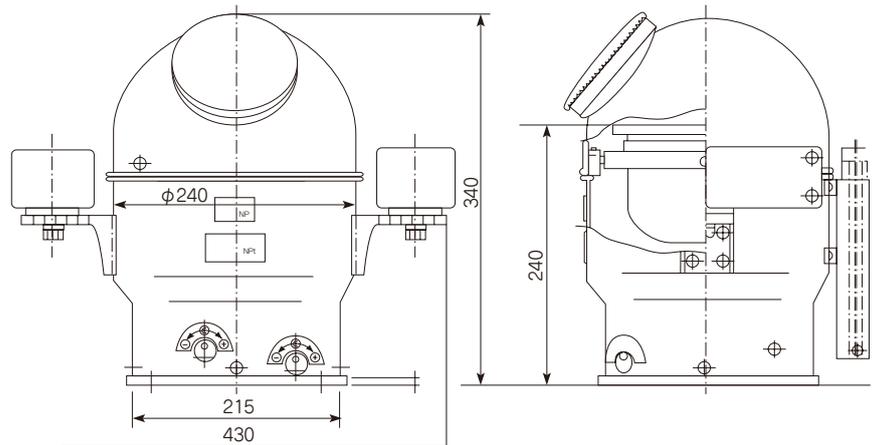
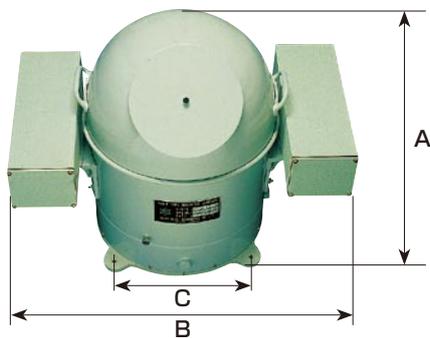
コンパス



卓上コンパス

大阪布谷精器(株)

No. 5071150	T-150VA
No. 5071151	T-150VA用予備羅盆



卓上コンパス

(株)大航計器製作所

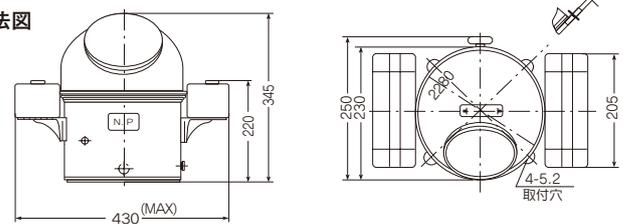
No. 5071213	T-130SLK
No. 5071215	T-150SLK
No. 5071216	T-165DLK
No. 5071218	T-180DLK
No. 5071219	予備羅盆

型 式	カード径(mm)	A(mm)	B(mm)	C(mm)	重量(kg)
T-130SLK	125	328	420	178	6.8
T-150SLK	150	355	460	198	10.2
T-165DLK	165	385	492	225	11
T-180DLK	175	385	492	225	11



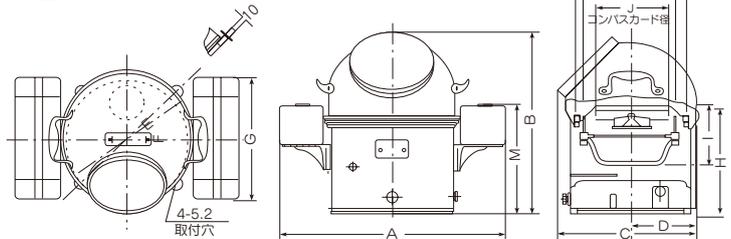
T-130シリーズ

■寸法図



T-150、165、180シリーズ

■寸法図



卓上コンパス

(株)佐浦計器製作所

No. 5071313	T-130VDA
No. 5071314	T-130VFA
No. 5071315	T-150ⅡFA
No. 5071316	T-165ⅡFA
No. 5071318	T-180ⅡFA
No. 5071319	予備羅盆

型 式	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	質量
T150ⅡF	460	380	300	140	264	187	250	235	130	150	202	230	215	11kg
T165ⅡF	490	420	330	160	295	209	250	255	135	165	228	260	235	14kg
T180ⅡF	490	420	330	160	295	209	250	255	135	175	228	260	235	14kg

※本ページの商品は全てHK検定品です。無検品はお問い合わせ下さい。



箱入コンパス

(株)大航計器製作所

No. 5070004	SSA2-100
No. 5070005	SSA2-130
No. 5070006	SSA2-150
No. 5070007	SSA2-180
No. 5070008	SSA2-200

型 式	カード径(mm)	サイズ(mm)	重量(kg)
SSA2-100	100	205×205×135	2.3
SSA2-130	125	235×235×135	3.2
SSA2-150	150	265×265×160	4.7
SSA2-180	175	313×313×180	8.9
SSA2-200	195	345×345×180	9.5

箱入コンパス

(株)佐浦計器製作所

No. 5070075	B75S
No. 5070100	B100S
No. 5070013	B130
No. 5070130	B130S
No. 5070015	B150II
No. 5070050	B150N

型 式	カード径(mm)	サイズ(mm)	重量(kg)
B75S	75	162×162×92	1.30
B100S	100	198×198×108	1.70
B130	125	226×226×121	2.80
B130S	125	226×226×121	2.30
B150II	150	273×273×148	5.60
B150N	150	273×273×148	4.55



AS-100

プレジャー向けコンパス

(株)大航計器製作所

No. 5071410	AS-100
No. 5071411	AS-100SL (高速船用) 下部照明部品付

型 式	カード径(mm)	サイズ(mm)	重量(kg)
AS-100	100	218×218×77	1.8
AS-100SL	100	218×218×114	2.7



P-100B

救命艇用コンパス

(株)大航計器製作所

No. 5073101	P-100B
-------------	--------

救命艇用コンパス

(株)佐浦計器製作所

No. 5073103	P-100S
-------------	--------

型 式	カード径(mm)	高さ(mm)	直径(mm)
P-100B	100	244	202
P-100S	100	238	192

※その他コンパス各種取扱い致しております、お問い合わせ下さい。

汽笛



A200ES-B

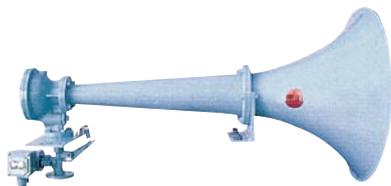
第1種汽笛

伊吹工業(株)

No. 5090120 A200シリーズ

基本周波数: 128Hz
音圧: 143dB以上

型 式	電 源			全長 (mm)	ラッパ径 (mm)	重量 (kg)	型式 承認 番号
	電 磁 弁		ヒータ 電源				
	電 源	励磁電流					
A200ES-B	AC100V 1φ	0.2A	/	1215	580	40	4208
	AC220V 1φ	0.1A					
	DC24V	0.8A					
A200ESH-B (ヒータ付)	AC100V 1φ	0.2A	AC100V or AC220V 1φ	1231	44	4209	
	AC220V 1φ	0.1A					
	DC24V	0.8A					



A150E

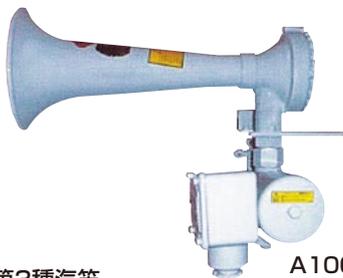
第2種汽笛

伊吹工業(株)

No. 5090215 A150シリーズ

基本周波数: 135Hz
音圧: 138dB以上

型 式	電 源			全長 (mm)	ラッパ径 (mm)	重量 (kg)	型式 承認 番号
	電 磁 弁		ヒータ 電源				
	電 源	励磁電流					
A150E	AC100V 1φ	0.2A	/	1127	580	32	1470
	AC220V 1φ	0.1A					
	DC24V	0.8A					
A150EH (ヒータ付)	AC100V 1φ	0.2A	AC100V or AC220V 1φ	1148	37.5	1471	
	AC220V 1φ	0.1A					
	DC24V	0.8A					



A100E

第3種汽笛

伊吹工業(株)

No. 5090310 A100シリーズ
No. 5090385 85ALシリーズ

基本周波数: A100シリーズ 310Hz
85ALシリーズ 280Hz
音圧: 130dB以上

型 式	電 源			全長 (mm)	ラッパ径 (mm)	重量 (kg)	型式 承認 番号
	電 磁 弁		ヒータ 電源				
	電 源	励磁電流					
A100	/	/	/	366	165	4.6	1466
A100E	AC100V 1φ	0.2A	/				
	AC220V 1φ	0.1A					
	DC24V	0.8A					
A100EH (ヒータ付)	AC100V 1φ	0.2A	AC100V or AC220V 1φ	418	12.7	1465	
	AC220V 1φ	0.1A					
	DC24V	0.8A					
85AL	/	/	/	570	258	11	1089
85EAL	AC100V 1φ	0.2A	/				
	AC220V 1φ	0.1A					
	DC24V	0.8A					
85EAL-H (ヒータ付)	AC100V 1φ	0.2A	AC100V or AC220V 1φ	599	23	1091	
	AC220V 1φ	0.1A					
	DC24V	0.8A					



ES300



オシレータ

第3種汽笛

伊吹工業(株)

No. 5090325 ES300

基本周波数: 420Hz
音圧: 130dB以上
型式承認番号: 第4473号

形 式	保護等級	型式承認番号	電 源		全長 (mm)	ラッパ径 (mm)	質量 (kg)
			オシレータ	ヒータ			
ES300	IP56	4473	DC24V 15A	/	606	480	18
ES300-H(ヒータ付)				AC100V/AC220V/DC24V			



SG-122

第4種汽笛
(株)ノボル電機製作所

No. 5090413 SG-122



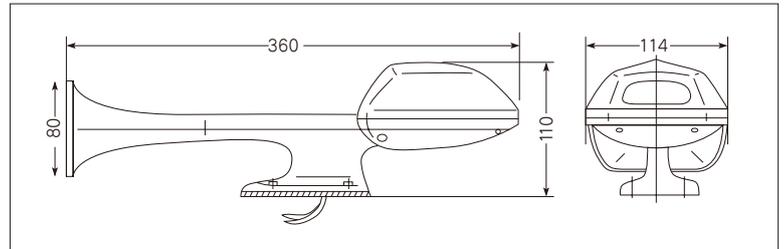
ES15

第4種汽笛
伊吹工業(株)

No. 5090415 ES15

型 式	SG-122	ES15
定格電圧(V)	24V	
定格電流(A)	約1.2A	0.8A
基本周波数	650Hz	675Hz
音 圧	120dB以上	115dB以上

外形寸法



単位:mm

型 式	BTH-3F
公称電圧	DC24V
消費電力	3A MAX
重 量	0.7kg



マリンホーン(旧第5種汽笛)
(株)ミツバ

No. 5090530 BTH-3F

基本周波数：440Hz
音圧：110dB以上

- 外観はクロームメッキ仕上げです。
- 海水が内部に入り込まない構造になっております。
- 小型軽量で消費電流が少ない省エネタイプです。
- JCI検定品です。



どら

島田燈器工業(株)

No. 5002001 SD-1(HK)

音圧：110dB以上
型式承認番号：第1480号
寸法：φ408×厚さ53mm
重量：どら2.08kg、打子0.10kg



号鐘

島田燈器工業(株)

No. 5001150 STA-150(JCI 150mm)

No. 5001151 STA-150(無検 150mm)

No. 5001201 STA-200(無検 200mm)

No. 5001300 STA-300(HK 300mm)

型式承認番号：STA-300:第1450号

傾斜計



JIS型傾斜計



木製傾斜計

振り式傾斜計

No. 5050115	JIS型傾斜計	150mm
No. 5050130	JIS型傾斜計	300mm
No. 5050015	木製傾斜計	150mm
No. 5050020	木製傾斜計	200mm
No. 5050025	木製傾斜計	250mm
No. 5050030	木製傾斜計	300mm

●JIS型傾斜計は、JIS F3613の規定による傾斜計です。



HL200

時計式傾斜計
大阪布谷精器(株)

No. 5052320 HL200



CL-3E

時計式傾斜計
神和製作所

No. 5052103 CL-3E



DCL-40

時計式傾斜計
(株)大航計器製作所

No. 5052240 DCL-40
No. 5052285 DCL-190



DCL-190

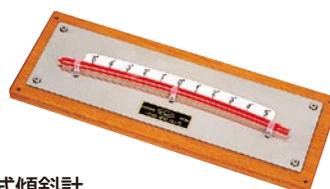
型式	目盛範囲	文字盤直径	照明装置	ディマー	取り付け	記録針	メーカー
HL200	±40°	200mm	有	取付不可	埋込型	有	大阪布谷精器(株)
SD200	±40°	200mm	有	標準	壁掛型	有	大阪布谷精器(株)
SL200	±40°	200mm	有	取付不可	壁掛型	有	大阪布谷精器(株)
CL-3E	±40°	200mm	有	オプション	壁掛型	有	神和製作所
CL-3PE	±40°	200mm	有	オプション	埋込型	有	神和製作所
CL-15	±50°	200mm	無	—	壁掛型	有	神和製作所
DCL-40	±40°	190mm	無	—	壁掛型	有	(株)大航計器製作所
DCL-190	±40°	190mm	無	—	壁掛型	無	(株)大航計器製作所



ガラス管式傾斜計
(株)宇津木計器

No. 5051041 CGB-40N

目盛範囲：±40°
外形寸法(mm)：200×350×40



ガラス管式傾斜計
(株)宇津木計器

No. 5051005 CGA-005

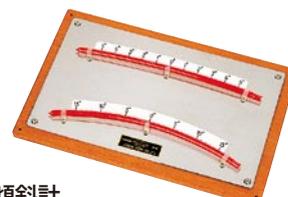
目盛範囲：±5°
外形寸法(mm)：200×550×20
重量：1.7kg



ガラス管式傾斜計
(株)宇津木計器

No. 5051015 CGA-015

目盛範囲：±15°
外形寸法(mm)：200×550×20
重量：1.7kg



ガラス管式傾斜計
(株)宇津木計器

No. 5051515 CGA-515

目盛範囲：±5°、±15°
外形寸法(mm)：300×500×20
重量：2.7kg



船舶時計(シチズン)
リズム時計工業(株)

No. 5004101 4MG293EZ



SBR502



S8

気圧計
(株)三王

No. 5003502 SBR502

No. 5003008 S8(気象庁検定付)



時しん儀(クロノメーター)
セイコー(株)

No. 5004204 QM-11



鉄道時計(甲板時計)
シチズン時計(株)

No. 5004102 鉄道時計



ストップウォッチ
シチズン時計(株)

No. 5004203 ストップウォッチ

- 平均日差±0.1秒以内(25℃の場合)0℃~40℃の温度変化があっても±0.2秒以内と高精度です。
- 秒針は0.5秒刻みで運針します。天測がし易く、航行位置測定に大変便利です。航海には欠かせない標準時計です。
- 厳しい環境条件下で威力を発揮する優れた防水機構。ケース、ガラスには防水パッキンを使用しました。
- 乾電池なしでも40時間は動き続ける二次電池を内蔵。乾電池交換の間も時計は止まりません。単一乾電池3個で約1年間動きます。

海図用品



No. 5011020	コンパス	200mm
No. 5011200	デバイダ	200mm
No. 5011055	文鎮	350g
No. 5011090	文鎮	940g
No. 5013090	拡大鏡	90mm
No. 5012100	ハケ(羽根)	
No. 5012200	ハケ(ブラシ)	
No. 5014450	併行定規	450mm
No. 5014600	併行定規	600mm
No. 5014322	井上式 三角定規	
No. 5063200	航法計算器	NC-2200

双眼鏡 / 六分儀 / 測深具・測程機械



(株)ニコン 7×50IF HP WP Tropical 仕様

- 防水型
- 倍率：7倍
- 対物レンズ有効径：50mm
- 重量：1360g
- サイズ：高さ217×幅210mm



鎌倉光機(株) 7×50BIF

- 防水型
- 倍率：7倍
- 対物レンズ有効径：50mm
- 重量：1170g



MS-633-4N

- 精度：-5°~90°の間は±18" 以内
 単眼鏡：4×40mm、視度7.0°
 フレーム：耐蝕性合金
 アーク：-5°~125° 半径162mm
 マイクロドラム：0.2' パーニヤ読
 動鏡：57×42mm
 水平鏡：φ57mm
 シェードグラス：動鏡側2枚、水平鏡側2枚
 重量：1.55kg
 収納ケース：プラスチック製 335×335×165mm、1.6kg
 付属品：鏡調整スパンナー1個

双眼鏡

(株)ニコン

No. 5060007	7×50IF HP WP Tropical
No. 5060010	10×70IF HP WP
No. 5060015	15×70IF HP WP
No. 5060001	上記双眼鏡用ツノ型目当てゴム
No. 5060002	上記双眼鏡用接眼目当てアタッチメント
No. 5060012	アクションEX 7×50 CF

双眼鏡

鎌倉光機(株)

No. 5060008	7×50BIF 完全防水タイプ
No. 5060006	7×50 ZCF

六分儀

タマヤ計測システム(株)

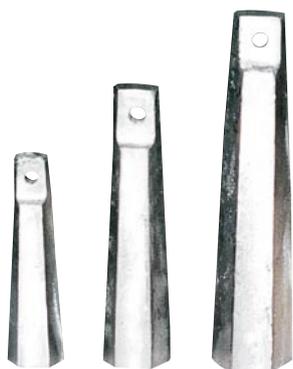
No. 5063063	MS-633
No. 5063064	MS-633-4N
No. 5063010	MS-1L
No. 5063020	MS-2L
No. 5063030	MS-3L

測深具

No. 5080032	手用測鉛	3.2kg
No. 5080064	手用測鉛	6.4kg
No. 5080046	46m 印付 ライン	
No. 5080127	深海測鉛	12.7kg
No. 5080230	230m 印付ライン	

測程機械

No. 5080220	手用測程具	大
No. 5080210	手用測程具	小
No. 5081010	パテントログ	
No. 5081011	パテントログ	ライン100m
No. 5063003	マイクロ三桿分度儀	



3.2kg 6.4kg 12.7kg



46m印付ライン

回転灯 / サーチライト / 昼間信号灯



回転灯(小型)
(株)パトライト

No. 27046240	SKH-110SA
No. 27046242	SKH-102SA

●グローブ色は赤、黄、緑、青、紫の5種類

型 式	定格電圧	閃光数	電球
SKH-110SA	AC100V	170回/分	12V5W
SKH-102SA	DC24V	170回/分	24V10W

※口金はBA15S



パワーLED回転灯(小型)
シュナイダーエレクトリックホールディングス㈱

No. 27040123	LRSC-12
No. 27040243	LRSC-24
No. 27041000	LRSC-100

型 式	定格電圧	閃光数
LRSC-12	DC12V	140回/分
LRSC-24	DC24V	140回/分
LRSC-100	AC100V	140回/分



回転灯(中型)
(株)パトライト

No. 27047242	KP-24A
No. 27047101	KP-100A

●グローブ色は赤、黄、緑、青の4種類

型 式	定格電圧	閃光数	電球
KP-24A	DC24V	140回/分	24V35W [㊟]
KP-100A	AC100V	140回/分	120V40W [㊟]

※口金は[㊟]:BA15S
[㊠]:BA15D



回転灯(中型)
シュナイダーエレクトリックホールディングス㈱

No. 27042123	AM-12
No. 27042243	AM-24
No. 27042300	AM-100

●グローブ色は赤、黄、緑、青の4種類です

型 式	定格電圧	閃光数	電球
AM-12	DC12V	140回/分	12V10W [㊟]
AM-24	DC24V	140回/分	24V10W [㊟]
AM-100	AC100V	140回/分	100V40W [㊟]

※口金は[㊟]:BA15S
[㊠]:BA15D

※電球、その他部品等はお問い合わせ下さい。



サーチライト
(株)パトライト

No. 5065213	HCS-12E
No. 5065212	HCS-12S
No. 5065225	HCS-24E
No. 5065224	HCS-24S

- レンズは集光式(S仕様・ポリアリレート樹脂)と拡散式(E仕様・硬質特殊ガラス)があります。
- 操作性の良いハンドルにより左右360°、上方85°、下方80°の範囲内の目標を速やかに照射します。

型 式	電源電圧	電 球	中心光度	拡散角度(上下・左右)
HCS-12E	DC12V	ハロゲン電球	65,000cd	15°・5°(拡散)
HCS-12S	DC12V	12V55W	105,000cd	7°・4°(集光)
HCS-24E	DC24V	ハロゲン電球	55,000cd	15°・5°(拡散)
HCS-24S	DC24V	24V55W	95,000cd	7°・4°(集光)

※電球、その他部品等はお問い合わせ下さい。



昼間信号灯
(株)湘南工作所

No. 5064025	SPM-L01
-------------	---------

型式承認番号 第5175号



昼間信号灯
三信船舶電具(株)

No. 5064010	SPS-10A
-------------	---------

型式承認番号 第1240号

- SOLAS 2000対応
- オプションで減光フィルタ、緑フィルタ、赤フィルタ、スコープもございます。

- 74SOLASの2000年改訂対応製品です。
- オプションでレセプタクルもございます。

LED船灯

コイト電工(株)



第一種マスト灯二重式 LED式

No. 5005600 A2L-DM-AC
No. 5005630 A2L-DM-DC



第一種げん灯(紅)二重式

No. 5005601 A2L-DLR-AC
No. 5005631 A2L-DLR-DC



第一種げん灯(緑)二重式

No. 5005602 A2L-DRG-AC
No. 5005632 A2L-DRG-DC



第一種船尾灯二重式

No. 5005603 A2L-DS-AC
No. 5005633 A2L-DS-DC



第一種白灯二重式

No. 5005604 A2L-DW-AC
No. 5005634 A2L-DW-DC



第一種紅灯二重式

No. 5005605 A2L-DR-AC
No. 5005635 A2L-DR-DC

品名	型式	型式承認番号	検定機関	入力電源	消費電力	射光角度	光達距離	光源寿命	質量
第一種マスト灯二重式	A2L-DM-AC	第5202号	HK	AC100-220V	10W	225°	6海里	50,000 時間	2.8kg
	A2L-DM-DC	第5203号		DC24V					2.7kg
第一種げん灯(紅)二重式	A2L-DLR-AC	第5204号		AC100-220V	3.5W	112.5°	3海里		2.9kg
	A2L-DLR-DC	第5205号		DC24V					2.8kg
第一種げん灯(緑)二重式	A2L-DRG-AC	第5206号		AC100-220V	4.0W	112.5°	3海里		2.9kg
	A2L-DRG-DC	第5207号		DC24V					2.8kg
第一種船尾灯二重式	A2L-DS-AC	第5208号		AC100-220V	4.0W	135°	3海里		2.9kg
	A2L-DS-DC	第5209号		DC24V					2.8kg
第一種白灯二重式	A2L-DW-AC	一品検査		AC100-220V	3.5W	360°	3海里		2.8kg
	A2L-DW-DC			DC24V					2.7kg
第一種紅灯二重式	A2L-DR-AC			AC100-220V	3.5W				2.8kg
	A2L-DR-DC			DC24V					



第一種マスト灯

No. 5005610 A2L-SM-AC
No. 5005640 A2L-SM-DC



第一種げん灯(紅)

No. 5005611 A2L-SLR-AC
No. 5005641 A2L-SLR-DC



第一種げん灯(緑)

No. 5005612 A2L-SRG-AC
No. 5005642 A2L-SRG-DC



第一種船尾灯

No. 5005613 A2L-SS-AC
No. 5005643 A2L-SS-DC



第一種引き船灯

No. 5005614 A2L-ST-AC
No. 5005644 A2L-ST-DC



第一種白灯

No. 5005615 A2L-SW-AC
No. 5005645 A2L-SW-DC

品名	型式	型式承認番号	検定機関	入力電源	消費電力	射光角度	光達距離	光源寿命	質量
第一種マスト灯	A2L-SM-AC	第5210号	HK	AC100-220V	10W	225°	6海里	50,000 時間	1.6kg
	A2L-SM-DC	第5211号		DC24V					
第一種げん灯(紅)	A2L-SLR-AC	第5212号		AC100-220V	3.5W	112.5°	3海里		1.7kg
	A2L-SLR-DC	第5213号		DC24V					
第一種げん灯(緑)	A2L-SRG-AC	第5214号		AC100-220V	4.0W	112.5°	3海里		1.7kg
	A2L-SRG-DC	第5215号		DC24V					
第一種船尾灯	A2L-SS-AC	第5216号		AC100-220V	4.0W	135°	3海里		1.7kg
	A2L-SS-DC	第5217号		DC24V					
第一種引き船灯	A2L-ST-AC	第5218号		AC100-220V	5.5W	135°	3海里		1.7kg
	A2L-ST-DC	第5219号		DC24V					
第一種白灯	A2L-SW-AC	第5220号		AC100-220V	3.5W	360°	3海里		1.6kg
	A2L-SW-DC	第5221号		DC24V					

LED船灯

コイト電工(株)



第一種紅灯

No. 5005616 A2L-SR-AC
No. 5005646 A2L-SR-DC



第一種緑灯

No. 5005617 A2L-SG-AC
No. 5005647 A2L-SG-DC



操船信号灯

No. 5005620 SMLL-AC
No. 5005650 SMLL-DC



第一種紅色閃光灯

No. 5005621 AL-FSR-AC
No. 5005651 AL-FSR-DC

第二種紅色閃光灯

No. 5005622 BL-FSR-AC
No. 5005652 BL-FSR-DC



第一種綠色閃光灯

No. 5005623 AL-FSG-AC
No. 5005653 AL-FSG-DC

第二種綠色閃光灯

No. 5005624 BL-FSG-AC
No. 5005654 BL-FSG-DC

品名	型式	型式承認番号	検定機関	入力電源	消費電力	射光角度	光達距離	光源寿命	質量	閃光数(回/分)				
第一種紅灯	A2L-SR-AC	第5222号	HK	AC100-220V	3.5W	360°	3海里	50,000 時間	1.6kg	-				
	A2L-SR-DC	第5223号		DC24V										
第一種緑灯	A2L-SG-AC	第5224号		AC100-220V	4.0W						360°	3海里		
	A2L-SG-DC	第5225号		DC24V										
操船信号灯	SMLL-AC	第5226号		AC100-220V	6.0W		360°						5海里	
	SMLL-DC	第5227号		DC24V										
第一種紅色閃光灯	AL-FSR-AC	第5228号		AC100-220V	3.5W	360°						2海里		
	AL-FSR-DC	第5229号		DC24V										
第二種紅色閃光灯	BL-FSR-AC	第5232号		AC100-220V	3.5W						360°		2海里	
	BL-FSR-DC	第5233号		DC24V										
第一種綠色閃光灯	AL-FSG-AC	第5230号		AC100-220V	4.0W		360°							2海里
	AL-FSG-DC	第5231号		DC24V										
第二種綠色閃光灯	BL-FSG-AC	第5234号	AC100-220V	4.0W	360°	2海里								
	BL-FSG-DC	第5235号	DC24V											



第三種マスト灯

No. 5005670 KMAL-6



第二種げん灯(紅)

No. 5005671 KLAL-6



第二種げん灯(緑)

No. 5005672 KRAL-6



第一種両色灯

No. 5005678 KDAL-6



第二種船尾灯

No. 5005673 KSAL-6



第二種白灯

No. 5005675 WAL-6



第二種紅灯

No. 5005676 RAL-6



第二種緑灯

No. 5005677 GL-4A



第二種引き船灯

No. 5005674 KTL-4A

品名	型式	型式承認番号	検定機関	入力電源	消費電力	射光角度	光度	光達距離	光源寿命	質量	備考
第三種マスト灯	KMAL-6	第5190号	JCI	DC24V	2.0W	225°	12cd	3海里	50,000 時間	0.65kg	全長20m未満
第二種げん灯(紅)	KLAL-6	第5191号			2.0W	112.5°					全長50m未満
第二種げん灯(緑)	KRAL-6	第5192号			1.5W	112.5°					全長50m未満
第一種両色灯	KDAL-6	第5194号			3.0W	各舷112.5°					全長20m未満
第二種船尾灯	KSAL-6	第5193号			1.5W	135°					全長50m未満
第二種白灯	WAL-6	第5195号			1.5W	360°					全長50m未満
第二種紅灯	RAL-6	第5196号	HK	DC24V	2.0W	360°	4.3cd	2海里	50,000 時間	0.6kg	全長50m未満
第二種緑灯	GL-4A	第5197号			1.5W	360°					全長50m未満
第二種引き船灯	KTL-4A	第5198号			2.0W	135°					全長50m未満

LED小型船灯(プレジャーボート用)

(株)小糸製作所



第三種マスト灯/第四種マスト灯

No. 5005701 MLM-4AB3

No. 5005700 MLM-4AB4



第二種白灯

No. 5005708 MLA-4AB2



第二種げん灯(紅)

No. 5005706 MLL-4AB2



第二種げん灯(緑)

No. 5005705 MLR-4AB2



第二種両色灯

No. 5005703 MLB-5AB2



第二種船尾灯

No. 5005707 MLS-4AB2



第二種紅灯

No. 5005709 MLE-4A2

No. 5005710 MLE-4B2



前面

後面

第二種三色灯及び第二種白灯

No. 5005713 MLC-4AB2

品名	型式	型式承認番号	検定機関	入力電源	消費電力	射光角度	光度	光達距離	光源寿命	
第三種マスト灯	MLM-4AB3	第5184号	JCI	DC12/24V	2.0W	225°	12cd	3海里	40,000時間	
第四種マスト灯	MLM-4AB4	第5181号			2.0W	225°	4.3cd	2海里		
第二種白灯	MLA-4AB2	第5178号			2.0W	360°	4.3cd	2海里		
第二種げん灯(紅)	MLL-4AB2	第5180号			2.0W	112.5°	4.3cd	2海里		
第二種げん灯(緑)	MLR-4AB2	第5179号			2.0W	112.5°	4.3cd	2海里		
第二種両色灯	MLB-5AB2	第5300号			4.0W	112.5°	0.9cd	1海里		
第二種三色灯 及び第二種白灯	げん灯 後部灯 白灯	MLC-4AB2			第5187号	8.0W	112.5°	0.9cd		1海里
							135°	4.3cd		2海里
							360°	4.3cd		2海里
第二種船尾灯	MLS-4AB2	第5182号			2.0W	135°	4.3cd	2海里		
第二種紅灯 (電球交換式)	MLE-4A2 (12V)	第5185号	30W	360°	4.3cd	2海里	-			
	MLE-4B2 (24V)	第5186号	30W	360°	4.3cd	2海里				

大型船灯用電球

No. 27010120	電球	110V	20W(HK)
No. 27010140	電球	110V	40W(HK)
No. 27010160	電球	110V	60W(HK)
No. 27010220	電球	220V	20W(HK)
No. 27010240	電球	220V	40W(HK)
No. 27010260	電球	220V	60W(HK)

小型船灯用電球

No. 27013012	電球	12V(HK)
No. 27013024	電球	24V(HK)
No. 27013112	電球	12V(JCI)
No. 27013124	電球	24V(JCI)

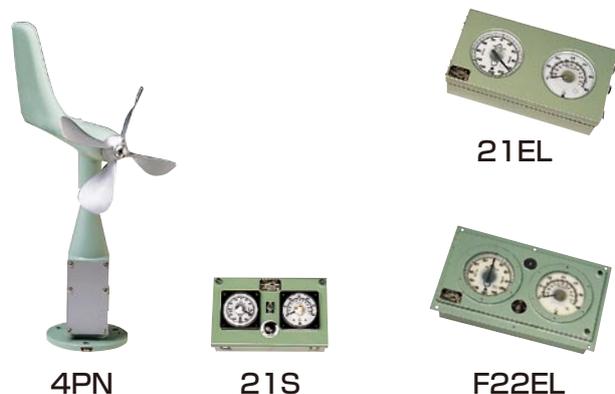
※ワット数を御指定下さい(10W、20W)

小型船灯(プレジャーボート用)用電球

No. 5005421	電球	12V	10W(JCI)
No. 5005422	電球	24V	10W(JCI)
No. 5005423	電球	12V	20W(JCI)
No. 5005424	電球	24V	20W(JCI)
No. 5005425	電球	12V	30W(JCI)
No. 5005426	電球	24V	30W(JCI)
No. 5005427	電球	12V	20W(三色灯用JCI)
No. 5005428	電球	24V	20W(三色灯用JCI)

ソケット

No. 27030015	ソケット	FB-15
No. 27030022	ソケット	FB-22
No. 27030026	ソケット	FE-26



風向風速計

大阪布谷精器(株)

No. 5100210	4PN-21S(セット)
-------------	--------------

※風向風速指示器は21S(壁掛け、照明無し)の他に、21EL(壁掛け、照明有り)、F22EL(埋込み、照明有り)がございます。

型 式	4PN-21S(セット)
電 圧	AC100V
測定範囲	2~60m 360°
耐風速	90m/s
重 量	風向風速発振器 12kg
	風向風速指示器 4.7kg



旋回窓

大阪布谷精器(株)

No. 8030030	A-30E(DC24V 300φ)
No. 8030130	A-30E(AC100V 300φ)
No. 8030035	A-35E(DC24V 350φ)
No. 8030135	A-35E(AC100V 350φ)



気密型旋回窓

大阪布谷精器(株)

No. 8030136	AD-30G(AC100V 300φ)
-------------	---------------------



旋回窓

(株)安田計器製作所

No. 8031022	DC24V 220φ
No. 8031122	AC100V 220φ
No. 8031025	DC24V 250φ
No. 8031125	AC100V 250φ



旋回窓

(株)安田計器製作所

No. 8031030	DC24V 300φ
No. 8031130	AC100V 300φ



旋回窓

(株)大航計器製作所

No. 8032022	DS-220(DC24V 220φ)
No. 8032122	DS-220(AC100V 220φ)
No. 8032025	DS-250(DC24V 250φ)
No. 8032125	DS-250(AC100V 250φ)



旋回窓

(株)大航計器製作所

No. 8032030	DS-300(DC24V 300φ)
No. 8032130	DS-300(AC100V 300φ)
No. 8032035	DS-350(DC24V 350φ)
No. 8032135	DS-350(AC100V 350φ)



旋回窓

(株)大航計器製作所

No. 8032225	DSK-250(DC24V 250φ)
No. 8032230	DSK-300(DC24V 300φ)
No. 8032235	DSK-350(DC24V 350φ)



旋回窓

(株)日本エレクトリック・インスルメント

No. 8034022	CD-220 (DC24V 220φ)
No. 8034025	CD-250 (DC24V 250φ)
No. 8034026	CD-250 (DC24V 250φ ヒーター付)
No. 8034125	CD-250 (AC100V 250φ)
No. 8034030	CD-300 (DC24V 300φ)
No. 8034130	CD-300 (AC100V 300φ)
No. 8034035	CM-350(DC24V 350φ)
No. 8034135	CM-350(AC100V 350φ)

※24V、100V以外、ヒーター付、その他付属品はお問い合わせ下さい。



EWP-36

EWP-26

扇形ワイパー

大阪布谷精器(株)

No. 8031026	EWP-026(内部取付型)
No. 8031027	EWP-026S(内部取付型)
No. 8031036	EWP-036(外部取付型)
No. 8031037	EWP-036S(外部取付型)

※EWP-026S、EWP-036Sはスピードコントロール付です。
※ヒーター付もごさいます。

ワイパーブレード

大阪布谷精器(株)

No. 8031300	300mm
No. 8031350	350mm
No. 8031400	400mm
No. 8031450	450mm
No. 8031500	500mm
No. 8031550	550mm
No. 8031600	600mm



EWP-047

横動ワイパー

大阪布谷精器(株)

No. 8031047	EWP-047シリーズ(外部取付型)
No. 8031057	EWP-057シリーズ(内部取付型)

※スピードコントロール、ヒーター等、御指定下さい。



WF6

扇形ワイパー

(株)日本エレクトリック・インスルメント

No. 8031006	WF6(モーター室内型 軽量・小型タイプ)
No. 8031002	WF2-I(モーター室内型 汎用・強力タイプ)

※スピードコントロール、ヒーター等、御指定下さい。

ワイパーブレード

(株)日本エレクトリック・インスルメント

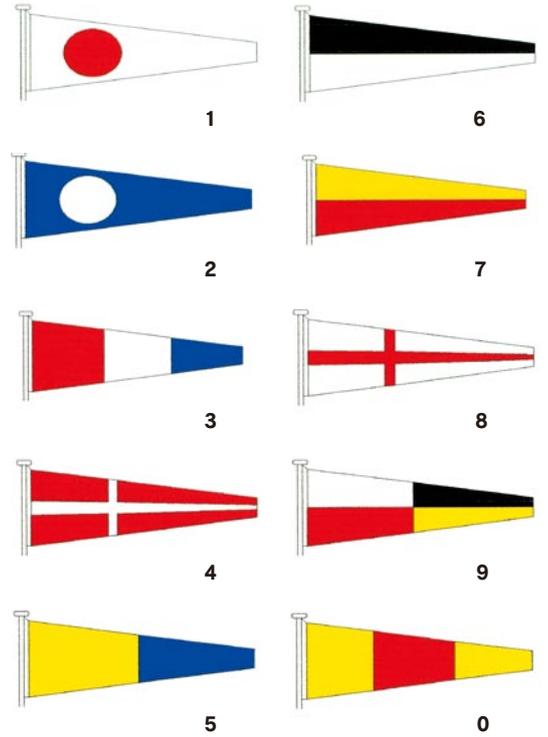
No. 8031840	400mm
No. 8031845	450mm
No. 8031850	500mm
No. 8031855	550mm
No. 8031860	600mm

国際信号旗

文字旗



数字旗

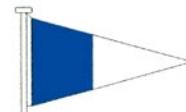


代表旗

第一代表旗



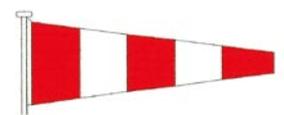
第二代表旗



第三代表旗



回答旗



No. 5031101 文字旗各種(小型)
No. 5031201 文字旗各種(中型)

No. 5031102 数字旗各種(小型)
No. 5031202 数字旗各種(中型)

No. 5031103 代表旗各種(小型)
No. 5031203 代表旗各種(中型)

No. 5031104 回答旗(小型)
No. 5031204 回答旗(中型)

No. 5031001 船名符号旗セット(小型)
No. 5031002 船名符号旗セット(中型)

No. 5030901 国際信号旗セット(小型)
No. 5030902 国際信号旗セット(中型)

No. 5030111 NC旗セット(小型)

各種旗類

No. 5030011	国旗(日の丸)1巾
No. 5030015	国旗(日の丸)1.5巾
No. 5030020	国旗(日の丸)2巾
No. 5030030	国旗(日の丸)3巾
No. 5030040	国旗(日の丸)4巾

No. 5030090	外国旗各種1巾
No. 5030091	外国旗各種1.5巾
No. 5030092	外国旗各種2巾
No. 5030093	外国旗各種3巾
No. 5030094	外国旗各種4巾

No. 5031620	運輸施設整備事業団旗2巾
No. 5031630	運輸施設整備事業団旗3巾

No. 5030101	手旗(赤、白)(450mm×600mm)
-------------	----------------------

※大漁旗、別注社旗、その他各種旗お取り扱いしております。
お問い合わせ下さい。

旗類関連部品

No. 9201001	旗フック 小
-------------	--------

No. 9202025	旗ブロック 25mm
No. 9202032	旗ブロック 32mm
No. 9202038	旗ブロック 38mm
No. 9202046	旗ブロック 46mm
No. 9202050	旗ブロック 50mm



形象物

No. 5020116	黒色球形形象物(網式610mm)
No. 5020113	黒色球形形象物(網式310mm)
No. 5021113	黒色球形形象物(カヤ式310mm)
No. 5022116	黒色球形形象物(鉄板610mm)
No. 5022113	黒色球形形象物(鉄板310mm)
No. 5023113	黒色球形形象物(ビニール310mm)
No. 5023213	黒色球形形象物(ジャバラ310mm)
No. 5023313	黒色球形形象物(プラスチック310mm)

No. 5020136	黒色円すい形形象物(網式610mm)
No. 5020133	黒色円すい形形象物(網式310mm)
No. 5021133	黒色円すい形形象物(カヤ式310mm)
No. 5022136	黒色円すい形形象物(鉄板610mm)

安全旗



No. 5031310	安全旗1巾
No. 5031315	安全旗1.5巾
No. 5031320	安全旗2巾
No. 5031330	安全旗3巾

衛生旗



No. 5031410	衛生旗1巾
No. 5031415	衛生旗1.5巾
No. 5031420	衛生旗2巾
No. 5031430	衛生旗3巾

安全衛生旗



No. 5031510	安全衛生旗1巾
No. 5031515	安全衛生旗1.5巾
No. 5031520	安全衛生旗2巾
No. 5031530	安全衛生旗3巾

旗類サイズ表

1巾	450mm×600mm
1.5巾	700mm×900mm
2巾	900mm×1200mm
3巾	1200mm×1800mm
4巾	1800mm×2700mm

No. 7010060	フラグライン(クレモナ、ビニロン)A-60(300m)
No. 7010075	フラグライン(クレモナ、ビニロン)A-75(300m)
No. 7010080	フラグライン(クレモナ、ビニロン)A-80(300m)

No. 5020126	黒色ひし形形象物(網式610mm)
No. 5020123	黒色ひし形形象物(網式310mm)
No. 5021123	黒色ひし形形象物(カヤ式310mm)

No. 5020146	黒色鼓形形象物(網式610mm)
No. 5020143	黒色鼓形形象物(網式310mm)
No. 5021143	黒色鼓形形象物(カヤ式310mm)

No. 5020156	黒色円筒形形象物(網式610mm)
-------------	-------------------

※その他各形象物取り扱い致しております。
お問い合わせ下さい。

船橋航海当直警報装置 BNWAS

BNWAS（船橋航海当直警報システム：Bridge Navigational Watch Alarm System）とは、船橋内の当直航海士の居眠りや非就労、何らかの異常が発生した場合、船長室等に警報を鳴らし、海難事故を未然に防ぐための装置です。

iWAS-100 基本システム



操作パネル



リレー端子ボード

第一種船橋航海当直警報装置

伊吹工業(株)

No. 5302510 iWAS-100シリーズ

型式承認番号 第5050号
MCA/BV 型式承認品

基本システム

- ・操作パネル iWAS-100-CP
- ・リレー端子ボード iWAS-100-TB

オプション

- ・セレクトパネル iWAS-100-SP
- ・電子ブザー iWAS-SB-3S
- ・リセットスイッチ（ブザー付）
パネル式、壁掛式、防水壁掛式
- ・モーションセンサ iWAS-MS-W01
- ・壁掛/埋込ボックス iWAS-WBOX-01

iWAS-200 基本システム



操作パネル



変圧器



電子ブザー

第二種船橋航海当直警報装置

伊吹工業(株)

No. 5302520 iWAS-200シリーズ

型式承認番号 第5051号

基本システム

- ・操作パネル iWAS-200-CP
- ・変圧器 iWAS-200-TR
- ・電子ブザー iWAS-SB-3S

オプション

- ・電子ブザー iWAS-SB-3S
- ・リセットスイッチ（ブザー付）
パネル式、壁掛式、防水壁掛式
- ・モーションセンサ iWAS-MS-W01

iWAS-100用 オプション



セレクトパネル

壁掛/埋込ボックス

iWAS-100,200用 オプション



モーションセンサ

電子ブザー

リセットスイッチ

対象船舶：旅客船及び総トン数150トン以上の貨物船

適用日：2011年7月1日以降の建造船→新造時

2011年7月1日以前の建造船で

- ・旅客船及び総トン数3000トン以上の貨物船→2012年7月1日以降の最初の検査時
- ・総トン数500～3000トン未満の貨物船→2013年7月1日以降の最初の検査時
- ・総トン数150～500トン未満の貨物船→2014年7月1日以降の最初の検査時

新造船	現存船	20トン	150トン	500トン	3000トン
国際航海	旅客船				
	旅客船以外				
非国際航海	旅客船				
	旅客船以外				

第一種船橋航海当直警報装置
 第一種又は第二種船橋航海当直警報装置

リセットスイッチ及び電子ブザー設置要領

1.リセットスイッチの配置（第一種、第二種共通）

- ・リセットスイッチ1個を操舵室のコニングポジション付近に設けること。当リセットスイッチの替わりに操作パネルを設置してもよい。また、航海、操船及び監視作業を安全に且つ効率的に行うためのワークステーションが設けられている場合は、複数個のリセットスイッチを設けても差し支えない。
- ・船橋両ウイングに防水リセットスイッチ（iWAS-RSWB-WT01）を設ける。操舵室内のリセットスイッチが船橋ウイングから容易に近づける場所に装備されている場合、省略することができる。ただし、船橋ウイングより操舵室内リセットスイッチのフリッカーの視認、可聴警報の聴取が可能な場合に限る。

2.第二次遠隔可聴警報の配置（第一種、第二種共通）

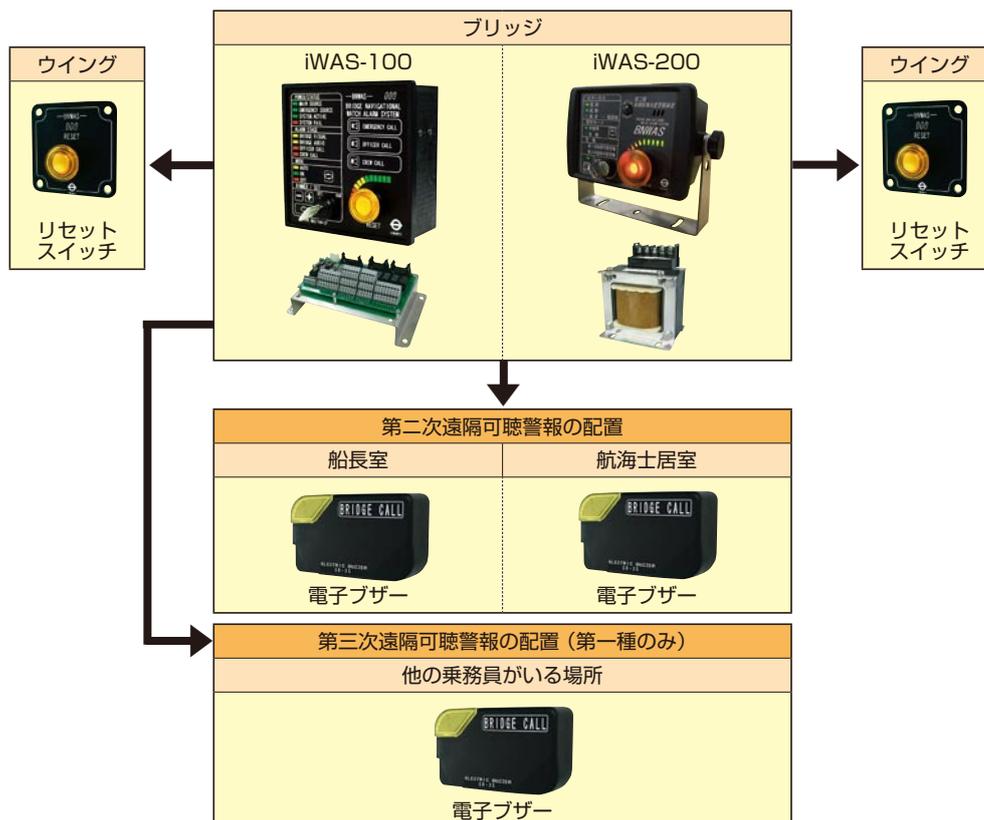
第二次遠隔可聴警報用の電子ブザー（iWAS-SB-3S）は船長室及び航海士居室に設ける。

3.第三次遠隔可聴警報の配置（第一種のみ）

第三次遠隔可聴警報用の電子ブザー（iWAS-SB-3S）は適正な行動の取れる他の乗務員がいる場所に設置する。

例えば士官食堂、サロン、娛樂室、事務室等。

※当設置要領は一般的な船舶を対象としたもので、あくまでも設置の目安としてください。船舶によって固有の条件等がありますので、最終的な確認は検査を行う主官庁又は船級協会にお問合わせください。

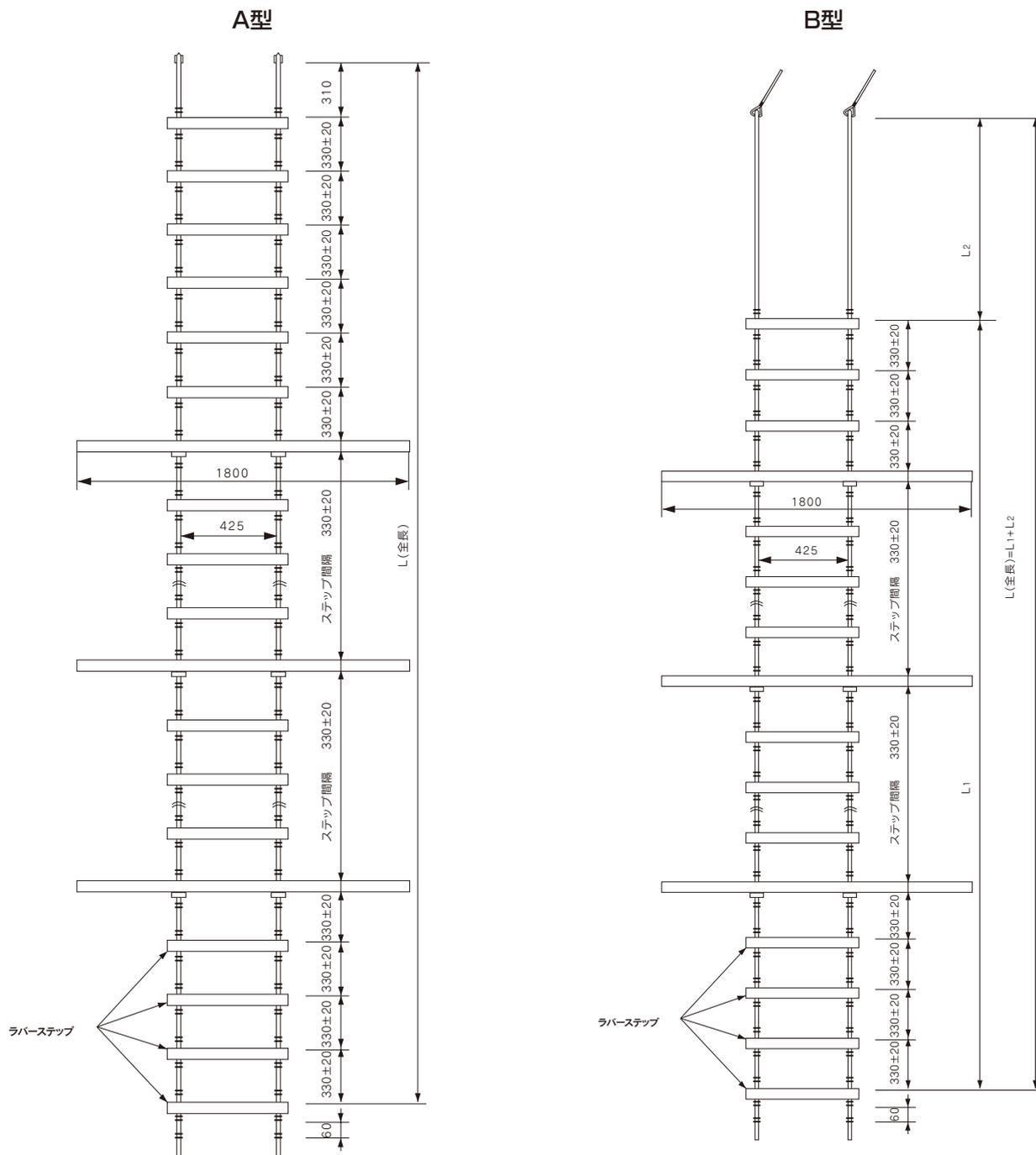


パイロットラダー

パイロットラダー

No. 12010099 パイロットラダー A型、B型

・A型は全長、B型はステップ部分の長さ(L₁)及びロープ部分の長さ(L₂)を御指定下さい。



	パイロットラダー A型/B型
デザイン	JIS F2615-2006
証明	HK
ステップの材質	堅木

※無検品もございます。お問合せ下さい。

ねじれ止めステップの位置

ステップの数	最下段ステップからのねじれ止めステップの位置
6~13	5
14	5,12
15	5,13
16~22	5,14
23	5,14,21
24	5,14,22
25~31	5,14,23
32	5,14,23,30
33	5,14,23,31
34~40	5,14,23,32

書籍名	(株)港文庫	(株)小野海事商店	船舶印刷(株)
航海日誌(B4)	No.5040110	—	No.5040210
公用航海日誌(A4)	No.5040111	No.5040030	No.5040211
レーダーログ(A4)	No.5040112	No.5040057	—
海員名簿(A4)	No.5040113	No.5040047	No.5040213
海難報告書(A3)	No.5040114	No.5040055	No.5040214
油記録簿(油タンカー用)	No.5040133(A4)	No.5040051(B5)	No.5040215(B4)
油記録簿(全船舶用)	No.5040132(A4)	No.5040050(B5)	No.5040216(B4)
機関日誌 M.S.(A3)	No.5040117	—	No.5040041
機関日誌 M.S.(B4)	No.5040118	No.5040046	No.5040042
無線業務日誌 (内航無線電話船用)(B5)	No.5040119	—	—
無線業務日誌(GMDSS対応)	No.5040120(B5)	—	No.5040220(A4)
無線検査簿	No.5040121(B5)	—	No.5040221(A4)
入出港届(A4)	No.5040122	No.5040052	No.5040222
衛生担当者記録簿(B5)	No.5040123	No.5040048	No.5040223
安全担当者記録簿(B5)	No.5040124	No.5040049	No.5040224
雇入(止)公認届出書(A3)	No.5040125	No.5040053	No.5040225
雇入契約変更(更新)公認届出書(A3)	No.5040126	No.5040054	No.5040226
小型船用			
航海日誌(B5)	No.5040127	No.5040031	No.5040227
公用航海日誌(A4)	No.5040128	—	—
海員名簿(A4)	No.5040129	—	No.5040229
機関日誌(B5)	No.5040130	No.5040040	No.5040230
無線業務日誌(B5)	No.5040131	No.5040056	No.5040231
油記録簿(全船舶用)(A4)	No.5040132	—	—
油記録簿(油タンカー用)(A4)	No.5040133	—	—

※その他書籍・書誌類はお問合せ下さい。

No. 5040001	小型医療便覧
No. 5040002	国際信号書
No. 5040003	IMPA MARINE GUIDE
No. 5040006	船舶発生廃棄物汚染防止規定A(和文)
No. 5040007	船舶発生廃棄物汚染防止規定B(和文)
No. 5040008	船舶発生廃棄物記録簿(和英併記)
No. 5040011	潮汐表 第一巻
No. 5040021	内海潮汐表

航海用具等の備付け基準

以下の表は関係法令を要約したものです。詳細については船舶安全法、船舶安全法施行規則、船舶設備規定、小型船舶安全規則、漁船特殊規定、小型漁船安全規則等をご参照いただくか、小社までお問い合わせ下さいますようお願い致します。

外洋航行船	国際航海に従事する船舶(500G/T未満の船舶であって旅客船以外のもの及び500G/T以上の漁船を除く。)及び国際航海に従事しない船舶であって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(500G/T未満の船舶であって旅客船以外のものを除く。)
通常制御場所	船橋から当該船舶の速力及び推進方向を通常制御する場所
操縦性能制限船	海上衝突予防法第三条第七項各号に掲げる作業その他の船舶の操縦性能を制限する作業に従事する船舶
海上衝突予防法第三条第七項	<ul style="list-style-type: none"> 一 航路標識、海底電線又は海底パイプラインの敷設、保守又は引揚げ 二 しゅんせつ、測量その他の水中作業 三 航行中における補給、人の移乗又は貨物の積替え 四 航空機の発着作業 五 掃海作業 六 船舶及びその船舶に引かれている船舶その他の物件がその進路から離れることを著しく制限するえい航作業
通航妨害作業	操縦性能制限船であって、他の船舶の通航の妨害となるおそれがあるしゅんせつその他の水中作業(掃海作業を除く。)
許可工事船	海上交通安全法第三十条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業(同条第九項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされる工事又は作業を含む。))に従事する船舶
海上交通安全法適用海域	海上交通安全法第一条第二項に規定する同法を適用する海域
巨大船	全長200m以上の船舶
視認困難船	他の動力船に引かれる船舶であってその相当部分が水没しているため視認が困難であるもの
物件えい航漁船	船舶以外の物件(網、なわその他の漁具を除く。)を引く作業に従事する動力漁船
指定漁船	海上交通安全法施行令第四条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された漁船
巨大漁船	海上交通安全法第一条第二項に規定する同法を適用する海域を航行する全長200m以上の漁船
非自航船	推進機関及び帆装を有しない船舶
動力船	汽船及び推進機関を有する帆船
特定操縦性能制限船	全長12m未満の操縦性能制限船であって、港則法第二条に規定する同法を適用する港の区域並びに海上交通安全法第二条第一項に規定する航路及び同法第二十八条第一項に規定する海域において操縦性能制限作業に従事するもの
物件えい航小型漁船	船舶以外の物件(網、なわその他の漁具を除く。)を引く作業に従事する小型漁船
指定小型漁船	海上交通安全法施行令第四条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された小型漁船
沿岸小型船舶	沿岸区域(海岸から5海里以内の水域及び平水区域)を航行する小型船舶。

一般船舶(帆船含む) 及び 小型船舶(帆船含む) 航海用具

一般船舶 航海用具

属具名称	備考
磁気コンパス、予備羅盆	注1 管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、予備の羅盆を備えることを要しない。
沿海区域以上	要 注1
羅針儀	注2 操舵室に装備
平水区域	要 注9
500G/T未満の外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)	注3 水先人を要招することがない船舶は不要。
水先人用はしご等	注4 二時間限定沿海船、推進機関を有しない船舶、沿海区域を航行区域とする船舶であって管海官庁が差し支えないと認めるものには備え付けることを要しない。
国際航海に従事する船舶	注5 昼間のみを航行するものを除く。
国際航海に従事しない1,000G/T以上の船舶	注6 管海官庁が当該船舶の船質、航海の態様名等を考慮して差し支えないと認める場合には、不要。
昼間信号灯	注7 30G/T未満の帆船は不要
国際航海に従事する150G/T以上の船舶	注8 平水区域を航行区域とする船舶は不要。
国際航海に従事しない500G/T以上の船舶	注9 管海官庁が当該船舶の設備、航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。
航海用レーダー反射器	
50G/T未満の船舶	要 注5,6
双眼鏡	
沿海区域以上	1個 注7
気圧計	
近海区域以上	1個 注7
国際海事機関が採択した国際航空海上捜索救助手引書第三巻	
国際航海に従事する150G/T以上の船舶	1冊 注8
国際航海に従事しない500G/T以上の船舶	

小型船舶 航海用具

属具名称	遠洋区域	近海区域	沿海区域	沿岸 小型船舶	平水及び限 定沿海区域	備考
双眼鏡 注1	1個	1個	1個	1個	—	注1 帆船は不要。
気圧計 注1	1個	1個	—	—	—	注2 中波帯又は短波帯の放送を受信することが可能なもの。無線電信等を備える船舶その他有効な通信設備を備える船舶には、備え付けることを要しない。
自船の速力を測定することができる器具	1個	1個	—	—	—	注3 汽笛を備え付ける小型船舶には、備え付けることを要しない。
ラジオ 注2	—	—	1台	1台	—	注4 信号符を有する小型船舶には、その符号に対する信号旗を備え付けなければならない。
コンパス	1個	1個	1個	1個 注6	—	注5 昼間のみを航行する船舶は不要。検査機関が当該小型船舶の船質、航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものには備え付けることを要しない。
音響信号器具 注3	1個	1個	1個	1個	1個	注6 機能等について告示で定める要件に適合する小型船舶用衛星航法装置を備える船舶には不要。
国際信号旗 注4	NC二旗	NC二旗	NC二旗	—	—	
航海用レーダー反射器 注5	1個	1個	1個	1個	1個	

一般船舶 国際信号旗等

	100G/T以上 注4	100G/T未満	備考
国際信号旗 注1			注1 NC二旗のみを備え付け、又はこれを備え付けない船舶であって、信号符を有するものには、その符号に対する信号旗を備え付けなければならない。
遠洋区域	1組	NC二旗	注2 沿海区域を航行区域とする船舶にあっては、NC二旗。
近海区域			注3 沿海区域を航行区域とする船舶は不要。
沿海区域	1組 注2		注4 海上交通安全法第七条の規定により信号により行先を表示しなければならないこととされる海域を航行するものには、海上交通安全法施行規則第六条第三項の規定により当該海域において表示しなければならないこととされる国際信号旗を備え付けなければならない。ただし、この表の規定により備え付ける国際信号旗(P26▲の国際信号旗を除く。)をもって兼用することができる。
平水区域	—		
国際海事機関が採択した国際信号書			
遠洋区域	1冊	—	
近海区域			
沿海区域	1冊 注3		
平水区域	—		

一般船舶及び小型船舶 どら、号鐘及び汽笛

	一般船舶	小型船舶	備考
どら			注1 平水及び限定沿海船で航行区域が湖川のみ(航洋船が航行する水域を除く)に限定されるものは笛でもよい。
全長100m以上	1個	—	
全長100m未満	—	—	
号鐘			
全長20m以上	300mm 1個	300mm 1個	
全長20m未満	—	—	
汽笛			
全長200m以上	第一種汽笛		
全長75m以上200m未満	第二種汽笛		
全長20m以上75m未満	第三種汽笛		
全長12m以上20m未満		第四種汽笛	
全長12m未満	第四種汽笛	—	

一般船舶及び小型船舶 形象物

属具名称	一般船舶	小型船舶	備考
黒色球形形象物 注1			注1 湖川のみを航行する船舶であって管海官庁が差し支えないと認めるものは不要。
全長20m以上	600mm 3個		注2 検査機関が当該小型船舶の航行する航路等を考慮して差し支えないと認めるものには、その全部又は一部を備え付けることを要しない。
全長12m以上20m未満	当該船舶の大きさに適したものを 3個	当該船舶の大きさに適したものを 3個	注3 推進機関を有する帆船以外の船舶は不要。
全長12m未満		当該船舶の大きさに適したものを 3個 注2	
黒色円すい形形象物 注3			
全長20m以上	600mm 1個		
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したものを 1個		

一般船舶 船灯

	全長50m以上	全長20m以上50m未満	全長20m未満	備考
マスト灯 注1、2、3、4、9	第一種マスト灯 2個	第二種マスト灯以上 1個	第三種マスト灯以上 1個	注1 船舶その他の物件を引く作業(接舷して引くものを除く。)に従事する船舶には、マスト灯2個を増備。ただし、最後に引かれる船舶の船尾又は船舶以外の物件の後端から当該船舶の船尾までの距離が200mを超えないものにおいては、増備するマスト灯は、1個とすることができる。 注2 船舶その他の物件を押す作業(結合して一体となって押すものを除く。)又は引く作業(接舷して引くものに限る。)に従事する船舶には、マスト灯1個を増備しなければならない。 注3 帆船(推進機関を有する帆船を除く。)には、備え付けることを要しない。 注4 平水区域を航行区域とする船舶であって昼間の航行のみに使用するものには、備え付けることを要しない。 注5 全長20m未満の推進機関を有しない帆船にあつては、舷灯及び船尾灯の備え付けに代えて、第一種三色灯1個を備え付けることができる。 注6 湖川のみを航行する船舶であつて管海官庁が差し支えないと認めるものには、備え付けることを要しない。 注7 海上衝突予防法施行規則 第二十一条の二に規定する表面効果翼船以外の船舶には、第三種紅色閃光灯又は第四種紅色閃光灯を備え付けることを要しない。 注8 平水区域を航行区域とするエアクッション艇であつて昼間のみに使用するもの及びエアクッション艇以外の船舶には、備え付けることを要しない。 注9 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶のマスト灯、舷灯、両色灯及び船尾灯は二重式でなければならない。
舷灯 注4、5、9	第一種舷灯 1対	第二種舷灯以上 1対	第二種舷灯以上 1対 又は 第一種両色灯 1個	
船尾灯 注4、5、9	第一種船尾灯 1個	第二種船尾灯以上 1個		
停泊灯	第一種白灯 2個	第二種白灯以上 1個		
紅灯 注6	第一種紅灯 2個	第二種紅灯以上 2個		
紅色閃光灯 注7	第三種紅色閃光灯 1個	第四種紅色閃光灯以上 1個		
黄色閃光灯 注8	第一種黄色閃光灯 1個	第二種黄色閃光灯以上 1個		

小型船舶 船灯

	全長20m以上	全長12m以上20m未満	全長12m未満	備考
マスト灯 注1、2、5、6	第二種マスト灯以上 1個	第三種マスト灯以上 1個	第四種マスト灯以上 1個 注3、4	注1 船舶その他の物件を引く作業(接舷して引くものを除く。)に従事する船舶には、マスト灯2個を増備。ただし、最後に引かれる船舶以外の船尾又は船舶以外の物件の後端から当該船舶の船尾までの距離が200mを超えないものにおいては、増備するマスト灯は、1個とすることができる。 注2 船舶その他の物件を押す作業(結合して一体となって押すものを除く。)又は引く作業(接舷して引くものに限る。)に従事する船舶には、マスト灯1個を増備しなければならない。 注3 全長12m未満の動力船(船舶その他の物件を押す又は引く作業に従事するもの及び夜間において水先業務に従事するものを除く。)にあつては、マスト灯及び船尾灯の備え付けに代えて、第一種白灯又は第二種白灯1個を備え付けることができる。 注4 全長7m未満の動力船(船舶その他の物件を押す又は引く作業に従事するもの及び夜間において水先業務に従事するものを除く。)であつて最速速度が7ノットを超えないものにあつては、マスト灯、舷灯、船尾灯の備え付けに代えて、第一種白灯又は第二種白灯1個を備え付けることができる。 注5 沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶であつて昼間のみ航行するものは、マスト灯、舷灯、船尾灯、停泊灯、紅灯、黄色閃光灯、引き船灯、緑灯及び白灯を備え付けることを要しない。 注6 推進機関を有しない帆船には不要。 注7 全長20m未満の推進機関を有しない帆船にあつては、舷灯及び船尾灯の備え付けに代えて、第一種三色灯1個(全長12m未満は第二種三色灯以上1個)を備え付けることができる。 注8 全長7m未満の推進機関を有しない帆船にあつては、舷灯及び船尾灯の備え付けに代えて、携帯用の白色灯1個を備え付けることができる。 注9 全長12m未満の小型船舶であつて、検査機関が当該小型船舶の航行する航路等を考慮して差し支えないと認めるものには、備え付けることを要しない。 注10 海上衝突予防法施行規則 第二十一条の二に規定する表面効果翼船以外の船舶には、備え付けることを要しない。 注11 エアクッション艇以外の汽船及び帆船には、備え付けることを要しない。
舷灯 注5	第二種舷灯以上 1対	第二種舷灯以上 1対又は 第一種両色灯 1個 注7	第三種舷灯以上 1対又は 第二種両色灯以上 1個 注4、7、8	
船尾灯 注5	第二種船尾灯以上 1個	第二種船尾灯以上 1個 注7	第二種船尾灯以上 1個 注3、4、7、8	
停泊灯 注5	第二種白灯以上 1個			
紅灯 注5	第二種紅灯以上 2個	第二種紅灯以上 2個 注9		
紅色閃光灯 注10	第四種紅色閃光灯以上 1個			
黄色閃光灯 注5、11	第二種黄色閃光灯以上 1個			

下記船舶は上記の装備に加えて下記装備が必要。

船舶その他の物件を引く作業(接舷して引くものを除く。)に従事する動力船。

	一般船舶	小型船舶	備考	
引き船灯 注1			注1 沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶であつて昼間のみを航行するものは、備え付けることを要しない。 注2 最後に引かれる船舶の船尾又は船舶以外の物件の後端から当該動力船の船尾までの距離が200mを超えないものは不要。	
全長50m以上	第一種引き船灯 1個	第二種引き船灯以上 1個 注1		
全長50m未満	第二種引き船灯以上 1個			
黒色ひし形象物 注2	★			
全長20m以上	600mm 1個			
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 1個			

操縦性能制限船

一般船舶		小型船舶	備考
通行妨害作業に従事するもの			注1 潜水夫による作業に従事するもの及び特定操縦性能制限船のみ。 注2 1個は★と兼用することができる。 注3 錨泊して当該作業に従事する船舶のみ。 注4 12m未満の小型船舶（特殊操縦性能制限船は除く）は不要 注5 12m未満及び特定操縦性能制限船以外は不要
紅灯			
全長50m以上	第一種紅灯 2個	第二種紅灯以上 2個	
全長12m以上50m未満	第二種紅灯以上 2個	第二種紅灯以上 2個 注1	
全長12m未満			
緑灯 ■			
全長50m以上	第一種緑灯 2個	第二種緑灯以上 2個	
全長12m以上50m未満	第二種緑灯以上 2個	第二種緑灯以上 2個 注1	
全長12m未満			
黒色球形象物			
全長20m以上	600mm 1個	当該船舶の大きさに適したの 1個	
全長12m以上20m未満	当該船舶の大きさに適したの 1個	当該船舶の大きさに適したの 1個 注1	
全長12m未満			
黒色ひし形象物 注2			
全長20m以上	600mm 3個	当該船舶の大きさに適したの 3個	
全長12m以上20m未満	当該船舶の大きさに適したの 3個	当該船舶の大きさに適したの 3個 注1	
全長12m未満			
掃海作業に従事するもの			
緑灯 ■			
全長50m以上	第一種緑灯 3個	第二種緑灯以上 3個 注4	
全長50m未満	第二種緑灯以上 3個		
黒色球形象物 注3 注4			
全長20m以上	600mm 1個	当該船舶の大きさに適したの 1個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したの 1個		
上記以外の操縦性能制限船			
白灯 注3 ☆			
全長50m以上	第一種白灯 1個	第二種白灯以上 1個 注5	
全長50m未満	第二種白灯以上 1個		
黒色ひし形象物 注5			
全長20m以上	600mm 1個	当該船舶の大きさに適したの 1個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したの 1個		

夜間において水先業務に従事する船舶

一般船舶		小型船舶	備考
白灯 注1			注1 ☆と兼用することができる。
全長50m以上	第一種白灯 1個	第二種白灯以上 1個	
全長50m未満	第二種白灯以上 1個		

許可工事船

一般船舶、小型船舶		備考
緑灯 注1	第二種緑灯以上 2個	注1 ■と兼用することができる。
白色ひし形象物		
全長20m以上	600mm 1個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したの 1個	
紅色球形象物		
全長20m以上	600mm 2個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したの 2個	

海上交通安全法施行令第四条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された船舶

一般船舶、小型船舶	
紅色閃光灯	第二種紅色閃光灯 1個
紅色円すい形象物	
全長20m以上	600mm 1個
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したの 1個

海上交通安全法適用海域を航行する巨大船

一般船舶	
緑色閃光灯	第二種緑色閃光灯 1個
黒色円筒形象物	600mm 2個

海上交通安全法適用海域において、海上交通安全法施行規則第十一条第一項に規定する危険物の運送に従事する船舶。（総トン数が当該危険物の種類に応じ同項各号に掲げる総トン数以上のものに限る。）

一般船舶	
紅色閃光灯	第一種紅色閃光灯 1個
国際信号旗 ▲	国際信号旗の第一代表旗及びB旗 各1枚 ※ただし、国際信号旗は規定により備え付けの国際信号旗（一般船舶 国際信号旗等の注4により備え付けのものを除く。）をもって兼用することができる。

海上交通安全法第二十三条の巨大船等の運航に関し進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶として海上保安庁長官の指定を受けた船舶

一般船舶、小型船舶	
緑色閃光灯	第一種緑色閃光灯 1個

一般船舶（帆船含む。）及び小型船舶（帆船含む。） 非自航船 航海用具

国際信号旗等

一般船舶		小型船舶		備考
100G/T以上	100G/T未満	全長12m以上	全長12m未満	
国際信号旗 注1				
遠洋区域	一組 注4	NC二旗	NC2旗	-
近海区域				
沿海区域				
平水区域	NC二旗 注2,3			
- 注2, 3				
国際海事機関が採択した国際信号書 注1				
遠洋区域	一冊	-	-	-
近海区域				
沿海区域				
平水区域	-			
国際航海有		国際航海無		
150G/T以上	150G/T未満	500G/T以上	500G/T未満	
国際海事機関が採択した国際航空海上捜索救助手引書第三巻 注1				
遠洋区域	一冊	-	一冊	-
近海区域				
沿海区域				
平水区域	-			
一般船舶 注6		小型船舶 注7		
50G/T以上	50G/T未満	全長12m以上	全長12m未満	
航海用レーダー反射器 注5				
遠洋区域	-	1個	1個	
近海区域				
沿海区域				
平水区域	-			

どら、号鐘及び汽笛

一般船舶 注1		小型船舶 注2, 4		備考
どら				
全長100m以上	1個	-		注1 人員を搭載するものであって係留船以外のもの以外は備えることを要しない。
全長100m未満	-			
号鐘				
全長20m以上	300mm 1個			注2 人員を搭載しない小型船舶には備え付けることを要しない。
全長20m未満	-			
汽笛				
全長200m以上	第一種汽笛			注3 汽笛を備え付ける小型船舶には、備え付けることを要しない。
全長75m以上200m未満	第二種汽笛			
全長20m以上75m未満	第三種汽笛			注4 湖川のみを航行する小型船舶については、検査機関の指示するところによるものとする。
全長12m以上20m未満	第四種汽笛	第四種汽笛		
全長12m未満	-	-		
音響信号器具	-	1個 注3		

形象物

一般船舶 注1		小型船舶 注2		備考
黒色球形形象物				
全長20m以上	600mm 3個			注1 湖川のみを航行する船舶であって管海官庁が差し支えないと認めるものは不要。
全長12m以上20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 3個	当該船舶の大きさに適したもの 3個		
全長12m未満			当該船舶の大きさに適したもの 3個 注3	

船灯

一般船舶		小型船舶 注5, 6		備考
舷灯 注1, 3, 7				
全長50m以上	第一種舷灯 1対	第二種舷灯以上 1対		注1 平水区域を航行区域とする一般船舶であって昼間の航行のみに使用するものは、備えることを要しない。
全長20m以上50m未満	第二種舷灯以上 1対			
全長12m以上20m未満	第二種舷灯以上 1対又は 第一種両色灯 1個	第二種舷灯以上 1対 又は 第一種両色灯 1個		注2 湖川のみを航行する一般船舶であって管海官庁がさしつかえないと認めるものには、備えることを要しない。
全長12m未満		第三種舷灯以上 1対 又は 第二種両色灯以上 1個		
船尾灯 注1, 3, 7				
全長50m以上	第一種船尾灯 1個	第二種船尾灯以上 1個		注3 一般船舶における視認困難船には、舷灯及び船尾灯の備付けに代えて、第一種白灯2個を備えなければならない。ただし、当該船舶の最大幅が25m以上である場合にあっては第一種白灯2個を、全長が100mを超える場合にあっては当該船舶に備える第一種白灯の間隔が100mを超えることとならないようにするために必要な個数の第一種白灯を増備しなければならない。
全長50m未満	第二種船尾灯以上 1個			
停泊灯				
全長50m以上	第一種白灯 2個	第二種白灯以上 1個		注4 全長12m未満の小型船舶（操縦性能制限船であって、潜水夫による作業に従事するものを除く）であって、検査機関が当該小型船舶の航行する航路等を考慮して差し支えないと認めるものには、備え付けることを要しない。
全長50m未満	第二種白灯以上 1個			
紅灯 注2, 4				
全長50m以上	第一種紅灯 2個	第二種紅灯以上 2個		注5 沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶であって昼間のみを航行するものは、備え付けることを要しない。
全長50m未満	第二種紅灯以上 2個			
注6 湖川のみを航行する小型船舶は検査官の指示するところによるものとする。				
注7 小型船舶における視認困難船には、舷灯及び船尾灯の備付けに代えて、第一種白灯を2個備え付けなければならない。				

下記船舶は上記の装備に加えて下記装備が必要。

他の動力に引かれる船舶

属具名称	一般船舶、小型船舶	
最後部の船舶の船尾から当該動力船の船尾までの距離が200mを超えるもの		
黒色ひし形形象物		
全長20m以上	600mm 1個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 1個	
視認困難船		
黒色ひし形形象物		
全長20m以上	600mm 1個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 1個	
視認困難船であって当該船舶の船尾から当該船舶を引く動力船の船尾までの距離が200mを超えるもの		
黒色ひし形形象物		
全長20m以上	600mm 2個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 2個	

操縦性能制限船

属具名称	一般船舶	小型船舶
通航妨害作業に従事するもの		
紅灯		
全長50m以上	第一種紅灯 2個	第二種紅灯以上 12m以上 4個 (全長12m未満であって検査機関が当該小型船舶の航行する航路等を考慮して差し支えないと認めるものには不要)
全長50m未満	第二種紅灯以上 2個	
緑灯		
全長50m以上	第一種緑灯 2個	第二種緑灯以上 12m以上 2個
全長50m未満	第二種緑灯以上 2個	
黒色球形形象物		
全長20m以上	600mm 1個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 1個	
黒色ひし形形象物		
全長20m以上	600mm 3個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 3個	
通航妨害作業以外の作業に従事するもの（※錨泊して当該作業に従事するものに限る）		
白灯		
全長50m以上	第一種白灯 1個	第二種白灯以上 12m以上 1個
全長50m未満	第二種白灯以上 1個	
潜水夫による作業に従事するもの		
緑灯	—	第二種緑灯以上 2個
黒色ひし形形象物		
全長20m以上	—	600mm 1個
全長20m未満	—	当該船舶の大きさに適したもの 1個
上記以外の操縦性能制限船		
黒色ひし形形象物		
全長20m以上	600mm 1個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 1個	

特定操縦性能制限船

属具名称	一般船舶、小型船舶	
白灯		
全長12m以上	1個	※通航妨害作業以外の作業に従事するもの（錨泊して当該作業に従事するものに限る）
全長12m未満	—	
緑灯		
全長12m以上	2個	※通航妨害作業に従事するもの
全長12m未満	—	

許可工事船

属具名称	一般船舶、小型船舶	
白色ひし形形象物		
全長20m以上	600mm 1個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 1個	
紅色球形形象物		
全長20m以上	600mm 2個	
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 2個	
緑灯	第二種緑灯以上 2個	

巨大船

属具名称	一般船舶	
緑色閃光灯	第二種緑色閃光灯 1個	
黒色円筒形形象物	600mm 2個	

海上交通安全法適用海域において、海上交通安全法施行規則第十一条第一項に規定する危険物の運送に従事する船舶。（総トン数が当該危険物の種類に応じ同項各号に掲げる総トン数以上のものに限る。）

属具名称	一般船舶	
紅色閃光灯	第一種紅色閃光灯 1個	

ろかい舟

白灯	携帯用の白色灯 1個 湖川のみを航行するろかい舟以外のろかい舟にあっては、検査機関の指示するところによるものとする。	
----	--	--

一般漁船(第一種漁船、第二種漁船、第三種漁船)及び小型漁船(第一種小型漁船、第二種小型漁船) 航海用具

航海用具

属具名称	第一種漁船	第二種漁船	第三種漁船	第一種小型漁船	第二種小型漁船	備考
双眼鏡	1個			-	1個	注1 夜間において二そうびきでけた網その他の漁具(船舶の操縦性能を制限するものに限る)を水中で引く方法により漁ろうに從事する全長20m以上の漁船以外の漁船には、備え付けることを要しない。 注2 NC2旗のみを備え付ける漁船であっても、信号符号を有するものには、その符号に対する信号旗を備え付けなければならない。 注3 海上交通安全法第七条の規定により信号により行先を表示しなければならないとされる海域を航行する漁船(第二種漁船及び第三種漁船にあっては、長さ25m未満のものに限る)であって、100G/T以上のものには、海上交通安全法施行規則第六条の規定により当該海域において表示しなければならないこととされる国際信号旗(N旗及びC旗を除く)を備え付けなければならない。 注4 管海官庁が差支えないと認められる場合は不要(予備羅盆のみ) 注5 長さ25m未満(総トン数300トン以上のものは除く)は不要。ただし、当該船舶の構造、航海の様態等を考慮し管海官庁が差支えないと認める場合は不要。
気圧計	1個			-	1個	
コンパス	-			1個	1個	
羅針儀	1個	-		-		
標準磁気コンパス及び予備羅盆	-	1個 注4		-		
方位測定コンパス	-	1個 注4		-		
自船の速力を測定することができる器具	1個	1個 注5		-		
探照灯 注1	1個			1個	-	
国際信号旗 注2、3	100G/T未満の漁船 第一種漁船 長さ25m未満の第二種漁船 第三種漁船		NC2旗 注2	-	NC2旗	
国際海事機関が採択した国際信号書	100G/T未満の漁船 第一種漁船 長さ25m未満の第二種漁船 第三種漁船		不要	-		
国際海事機関が採択した国際航空海上捜索救助手引書 第三巻	国際航海に従事する150G/T未満の漁船 国際航海に従事しない500G/T未満の漁船		不要	-		
シーアンカー	200G/T未満の漁船 1個			-	1個	
昼間信号灯	国際航海に従事する150G/T未満の漁船 国際航海に従事しない500G/T未満の漁船 船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び二号の船舶(同項第二号の船舶にあっては、自ら漁ろうに從事するものに限る) 第一種漁船 長さ25m未満の第二種漁船 第三種漁船 その他の漁船 1個		不要	-		

どら、号鐘及び汽笛

	一般船舶	小型船舶	備考
どら			注1 号鐘又は汽笛を備え付ける小型漁船には備え付けることを要しない。
全長100m以上	1個	-	
全長100m未満	-		
号鐘			
全長20m以上	300mm 1個		
全長20m未満	-		
汽笛			
全長200m以上	第一種汽笛		
全長75m以上200m未満	第二種汽笛		
全長20m以上75m未満	第三種汽笛		
全長12m以上20m未満	第四種汽笛	第四種汽笛	
全長12m未満	-	-	
音響信号器具	-	1個 注1	

形象物

属具名称	一般漁船	小型漁船	備考
黒色球形形象物			注1 帆を有する動力(小型)漁船のみ 注2 指定(小型)漁船のみ 注3 巨大漁船のみ 注4 物件えい航(小型)漁船であって、最後に引かれる物件の後端から当該(小型)漁船の船尾までの距離が200mを超えるもののみ。
全長20m以上	600mm 3個		
全長12m以上20m未満	当該船舶の大きさに適したものを 3個	当該船舶の大きさに適したものを 3個	
全長12m未満	当該船舶の大きさに適したものを 2個	当該船舶の大きさに適したものを 2個	
黒色円すい形象物 注1			
全長20m以上	600mm 1個		
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したものを 1個		
紅色円すい形象物 注2			
全長20m以上	600mm 1個		
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したものを 1個		
黒色円筒形形象物 注3	600mm 2個	-	
黒色ひし形形象物 注4			
全長20m以上	600mm 1個		
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したものを 1個		

船灯

属具名称	一般船舶	小型船舶	備考
マスト灯 注1、2			注1 物件えい航（小型）漁船は、マスト灯を2個増備しなければならない。ただし、最後に引かれる物件の後端から当該（小型）漁船の船尾までの距離が200mを超えないものにあつては、増備するマスト灯は1個とすることができる。 注2 500G/T以上の一般漁船のマスト灯、舷灯、船尾灯は二重式とする。 注3 動力漁船のみ。 注4 物件えい航（小型）漁船のみ。 注5 指定（小型）漁船のみ。 注6 巨大漁船のみ。 注7 マスト灯及び船尾灯（別表 漁業灯及び漁業形象物備え付け数量一覧のイ及びロの小型漁船にあつては、マスト灯）の備え付けに代えて第二種白灯以上 1個でもよい。注8 注8 注7の白灯は☆の白灯と兼用することができる。 注9 全長7m未満の小型漁船であつて最速力が7ノットを超えないものにあつてはマスト灯、舷灯及び船尾灯の備え付けに代えて第二種白灯以上 1個を備え付けることができる。
全長50m以上	第一種マスト灯 2個 注3	第二種マスト灯以上 1個	
全長20m以上50m未満	第二種マスト灯以上 1個 注3		
全長12m以上20m未満	第三種マスト灯以上 1個 注3	第三種マスト灯以上 1個	
全長12m未満		第四種マスト灯以上 1個 注7、9	
舷灯 注2			
全長50m以上	第一種舷灯 1対	第二種舷灯以上 1対	
全長20m以上50m未満	第二種舷灯以上 1対		
全長12m以上20m未満	第二種舷灯以上 1対 又は 第一種両色灯 1個	第二種舷灯以上 1対 又は 第一種両色灯 1個	
全長12m未満	第一種両色灯 1個	第三種舷灯以上 1対 又は 第二種両色灯以上 1個 注9	
船尾灯 注2			
全長50m以上	第一種船尾灯 1個	第二種船尾灯以上 1個	
全長12m以上50m未満	第二種船尾灯以上 1個		
全長12m未満		第二種船尾灯以上 1個 注7、9	
停泊灯			
全長50m以上	第一種白灯 2個	第二種白灯以上 1個	
全長50m未満	第二種白灯以上 1個		
紅灯			
全長50m以上	第一種紅灯 2個	第二種紅灯以上 1個	
全長50m未満	第二種紅灯以上 2個		
引き船灯 注4			
全長50m以上	第一種引き船灯 1個	第二種引き船灯以上 1個	
全長50m未満	第二種引き船灯以上 1個		
紅色閃光灯 注5	第二種紅色閃光灯 1個		
紅色閃光灯 注6	第二種綠色閃光灯 1個		

漁業灯及び漁業形象物備え付け数量一覧

イ.夜間においてけた網その他の漁具（船舶の操縦性能を制限するものに限る）を水中で引く方法により漁ろうに従事する漁船 注1	一般漁船	小型漁船	備考
緑灯			注1 かけまわし漁法による底引き網漁業を行うものはさらにかけまわし漁法灯 1個
全長50m以上	第一種緑灯 1個	第二種緑灯以上 1個	
全長50m未満	第二種緑灯以上 1個		
白灯			
全長50m以上	第一種白灯 1個	第二種白灯以上 1個 ☆	
全長50m未満	第二種白灯以上 1個		
白色底引き網漁業灯			
全長20m以上	2個		
全長20m未満	—		
紅色底引き網漁業灯			
全長20m以上	2個		
全長20m未満	—		
二個の同形の円すいをこれらの頂点で垂直線上の上下に統合した形の形象物（黒色鼓形形象物）			
全長20m以上	600mm 1個		
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 1個		

ロ.夜間において網、なわその他漁具（船舶の操縦性能を制限するものに限る）を用いる方法（イの方法を除く）により漁ろうに従事する漁船 注1	当該漁具を水平距離150mを越えて船外に出さないもの		当該漁具を水平距離150mを越えて船外に出すもの		備考	
	一般漁船	小型漁船	一般漁船	小型漁船		
紅灯 注2						
全長50m以上	第一種紅灯 1個	第二種紅灯以上 1個	第一種紅灯 1個	第二種紅灯以上 1個	注1 きんちゃく網漁業を行うものはさらにきんちゃく網漁業灯 1対 注2 紅灯又は白灯のうち1個は航海用具の紅灯又は停泊灯と兼用可	
全長50m未満	第二種紅灯以上 1個		第二種紅灯以上 1個			
白灯						
全長50m以上	第一種白灯 1個	第二種白灯以上 1個	第一種白灯 2個 注2	第二種白灯以上 2個		
全長50m未満	第二種白灯以上 1個		第二種白灯以上 2個 注2	注2		
二個の同形の円すいをこれらの頂点で垂直線上の上下に統合した形の形象物（黒色鼓形形象物）						
全長20m以上	600mm 1個					
全長20m未満	当該船舶の大きさに適したもの 1個					
黒色円すい形象物						
全長20m以上	—		600mm 1個			
全長20m未満			当該船舶の大きさに適したもの			



島田燈器工業株式会社

大阪・東京・札幌